

# 我が署における労働災害防止対策について

野尻・庶務課厚生係 金 沢 英 明  
 須原担当区事務所 小 林 常 正  
 阿寺製品事業所 住 吉 保 則

## はじめに

林業における労働災害の発生率は、全産業からみても、最も高い水準にある。我々の職場においても、作業環境等が厳しく災害の防止対策についていろいろと工夫をして実施して来たにもかかわらずその成果が目に見えてあがらなかったのが実状である。

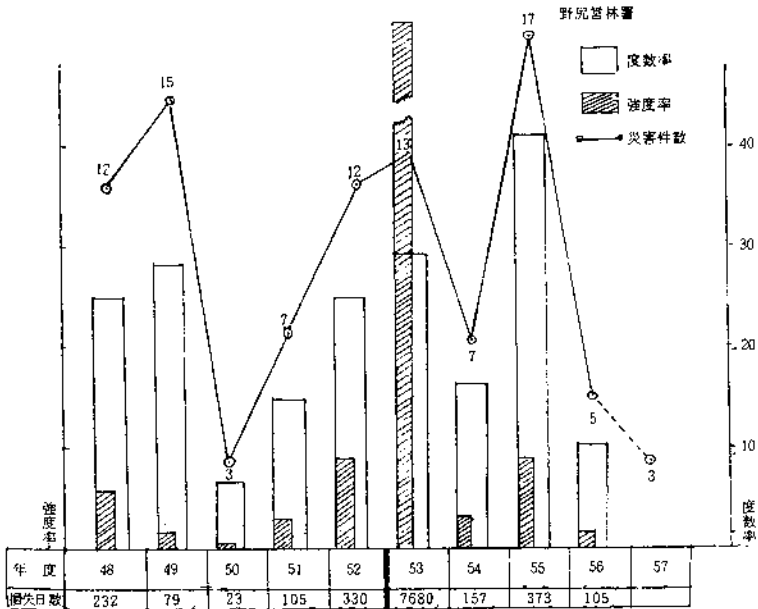
当署においては、管理面積 17,800 ha の国有林野、及び官行造林を対象に 6 担当区、2 製品事業所、2 貯木場で、約 200 名の職員によって事業を実行しているが、過去における労働災害の発生状況をみると、林業全般と同様多発の状況にあった。

そこで、昭和56年度、57年度において、労働災害の減少を図るため、いろいろの方策を講じて来たところ、ようやくその成果の兆しがみえて来たので、これまで具体的に実行して来た安全管理活動について発表する。

## 1 当署の過去における労働災害の発生状況

昭和48年度を初年度とする、第一次野尻宮林署労働災害防止対策5ヶ年計画期間中における労働災害件数は、49件で、年平均にして9.8件の高い水準にあった。

表一 労働災害の推移



重点的に実施した安全衛生活動

このことから昭和53年度から新たに第二次野尻営林署災害防止対策要綱を定め、一次の総災害件数49件を3割減少させ、34件以内とし、計画の最終年度の昭和57年度には、災害件数5件以内、強度率0.20以下、度数率10.60以下を達成すべく計画を樹立した。

しかし昭和53年度から、昭和55年度までの3年間の結果をみたとき、災害件数37件、年平均しても12.3件の発生をみ、昭和55年度には17件の多発をみ、管内のワーストワンとなってしまった。

しかも昭和54年2月には、材木を官トラに積込中トラックの上から材木と共に転落して死亡する重大災害や、さらに昭和55年11月には、集材作業中ワイヤーロープにはねられ頻死の重傷を負う災害があり、内容的にみても非常に憂慮すべき事態となり、2年間の計画期間を残して大巾にその災害対策の検討を迫られることになった。

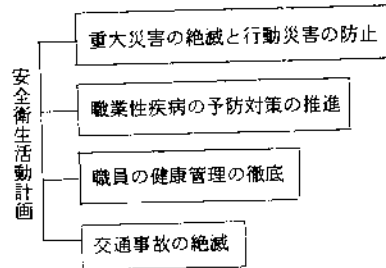
昭和54年3月には、長野営林局長から「重大災害絶滅営林署」さらに、昭和56年4月には、長野労働基準局長から「安全管理特別指導事業場」とそれぞれの指定を受け、どのようにして労働災害の減少を図るかが全署を挙げての大きな課題となった。

こうして昭和56年度には原点に立かえり、安全意識の高揚と基本動作の定着を図ることを主眼に活動を展開して来たのでその概要と成果について述べる。

II 実施の経過

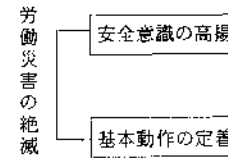
1. 年間安全衛生活動計画の樹立

安全衛生活動の樹立にあたっては、目的達成に向けての現場末端職員の意見を極力反映させるため、2月の安全衛生委員会に、現場の意見を基とした素案を固めそれを各現場に下ろし、3月



期の安全衛生委員会で最終答申をし、決定したものを翌年度の事業開始当初に全職場において全職員に徹底し、また計画書は現場でも各休憩所に掲示ができ、いつ誰れもがこの計画書を見ることができ、又毎月の目標も記入できるよう配慮をして身近で親しみのあるものにした。

2. 年間の安全衛生活動計画を具体化し重点的に実施したものとして、先づ安全意識の高揚を図り、そのうえに立って基本的動作の定着化に努めたが、その内容は次のようなものである。



- ㉠ 「100日無災害達成運動」の実施
- ㉡ 基本動作の再教育と徹底
- ㉢ 安全衛生日誌の活用
- ㉣ 毎月の安全衛生目標とその実行
- ㉤ 安全担当者会議の実施
- ㉥ 小集団活動の活発化

(1) 「100日無災害達成運動」の実施

昭和55年度まで多発していた災害をくい止めるにはマンネリ化とならないための方策として長期でなく、1年を3分割し、100日間を一区切りとして、目的を達成させるという発想で、昭和56年の年初から、お盆までの実働日数約100日を第一次100日無災害期間と定め、4月の出署日に各事業所毎の無災害の達成目標時間を各主任に示して、この運動が始められた。

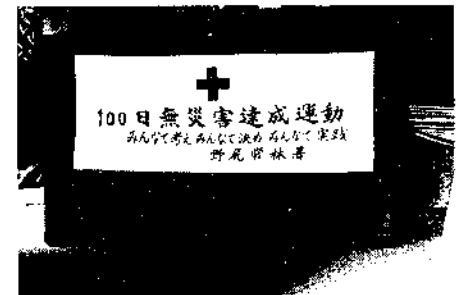
その結果11事業場のうち7事業場において目標が達成され、9月期の出署日の席上目標達成の事業所は表彰をすることで更に記録を更新する努力をうながし、達成できなかった事業所には次の目標期間こそは無災害を達成しようとする意識づけを図った結果、各現場職員の間に自然と安全に対する真剣な気持が深まって来た。

この時点で「100日無災害達成運動」を展開した記念に!!みんなで考え、みんなで実践!!の標語を染め抜いた手拭を全職員に配布し、作業の合間にこれで汗を拭くことによって、安全意識を常に持たせることを考えた。



(2) 基本動作の再教育と徹底

当署の過去における災害事例をみると基本動作が守られていれば防げたと思われる災害がほとんどで、製品生産事業の集運材作業に占める割合が高いことから集材作業基準、及び同心得を安想やその他の余裕時間をとらえて逐条毎に原点に立返って復習する一方、現地においては具体的手法を指導してきた。一例として案内滑車取付根株を架線前に定めて木札で番号表示し、それを図示して全員に周知させ一致した認識に立たせる等具体的現地指導を行い基本動作の励行を図って



来た。又特に経験の長い者については基本をもう一度一からやり直した。

#### (3) 安全衛生日誌の活用

安全衛生日誌は各班各セット毎に、安全当番が記入したものを週末にとりまとめ、安全管理補助者である主任を通じて署へ提出をし、署の安全管理者へ回覧し、コメントを記入のうえすぐ現場に戻すことにした。

このことにより現場と署とは一体感を持つようになり、コメントを記入してすぐ返してやることにより、記入者の張合と責任感が生まれ、安全に対する認識が一層深まった。

#### (4) 毎月の安全衛生目標とその実行について

安全衛生委員会において各事業共通の翌日の安全衛生目標を2、3点定めそれを各現場に徹底しその目標を受けた現場では各班やセットでそれぞれの作業にマッチした具体的目標を定め実行しています。

#### (5) 安全担当者会議の実施

安全担当者会議は年2回計画しているが、安全推進員が現場でどのようにして活動を展開していくかが重要なポイントであることから、推進員の活動を具体的に認識し推進できるように会議の進め方については一方的な指示方式の会議をさけ、話し合いによる担当者会議にして、それを各現場に持ち帰って全員に周知徹底させることにより、推進の機能を最大限に発揮できるように実施している。

#### (6) 小集団活動の活発化

各セット各班では仕事にかかる前、必ずミーティングをする習慣をつけるため、製品事業では架線の見取図をそれぞれの休憩所に掲示してミーティングがしやすいきっかけを作り、またミーティングの内容を安全日誌に記入することにして、安全体操や一声運動、相互注意運動を活発にする環境作りをした。

### Ⅲ 実行の結果

上述のものを重点的に実施した結果、昭和56年度においては、8月のお盆まで5件の労働災害が発生したものの、その後全職員気持を一つにした努力により、お盆から年度末までの第2次、第3次100日無災害目標期間の達成ができるまでになった。

57年度には、長野労働基準局長指定の「安全管理特別指導事業場」の看板を下ろすことができ、本年度は職員一人ひとりが安全に対する自信と認識を新たに、仕事を進めて来た結果、第1次第2次100日無災害達成期間中、3件の軽傷に止めることができた。

#### おわりに

以上のとおり、ここで発表したものは、特別目新しいものではなく、どこでもやっていることであるが、基本動作の徹底と更に安全に対する認識と、それに何よりもやればできるという気持を職員一人ひとりが再認識して自信を持ったことが、責任ある行動となって今日の成果をあげ得たと思っている。

国有林野事業も経営改善の最中にあり、今後においても益々厳しくなる諸情勢の中で、労働安全の確保を図ることが事業を円滑に進める必須要件で最も重要なことであると考える。

安全を確保することは、かけ声だけでなく、具体的に各現場で、どう実行して行くかがポイントで

あると思う。

今後においても野尻の山からは災害を出さないことを職員一同が誓い合い、きめ細かい安全活動を積極的に推進して行きたいと思っている。